

第1編 総則

第1編 総則 目次

第1編 総則	総則- 1
第1章 地域防災計画の概要	総則- 1
第1節 計画の目的及び特徴	総則- 1
第2節 計画の構成	総則- 1
第3節 計画の修正	総則- 1
第4節 計画の習熟	総則- 2
第5節 他の法令に基づく計画との関係	総則- 2
第6節 地区防災計画の策定	総則- 2
第7節 防災DXの推進	総則- 2
第2章 武蔵村山市の現状	総則- 3
第1節 市の概況	総則- 3
第3章 市、東京都及び防災機関等の役割	総則- 8
第1節 市の役割	総則- 8
第2節 東京都関係機関	総則- 8
第3節 指定地方行政機関	総則- 9
第4節 自衛隊	総則-11
第5節 指定公共機関	総則-11
第6節 指定地方公共機関	総則-12
第7節 協力機関	総則-13
第4章 市、市民及び事業所の基本的責務	総則-16
第1節 基本理念	総則-16
第2節 基本的責務	総則-16
第5章 被害想定	総則-18
第1節 地震被害想定	総則-18
第2節 風水害にかかる災害危険区域	総則-22
第6章 地震に関する調査研究	総則-25
第1節 被害想定・地域危険度調査研究	総則-25
第2節 震災対策調査研究	総則-28
第7章 被害軽減と都市再生に向けた目標	総則-29
目標1 死傷者の半減・災害関連死ゼロ	総則-29
目標2 避難者の減少と避難所生活環境の確保	総則-30
目標3 帰宅困難者の安全確保	総則-31

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び特徴

1 計画の目的

武蔵村山市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵村山市防災会議が作成する計画であって、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関及び市民が、その有する全機能を有効に発揮し、市の地域における災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の特徴

本計画は、武蔵村山市第五次長期総合計画の「第7章 国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、東日本大震災以降の大規模な災害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、関係機関等の提言を可能な限り反映し、策定する。

また、被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が必要である。防災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するとともに、多様な視点に配慮した防災体制を整備していくものとする。

第2節 計画の構成

本計画には、市及び防災関係機関が行うべき防災対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1編 総則	多摩東部直下地震による被害想定、減災目標、市及び関係防災機関の役割、風水害の危険性等
第2編 災害予防計画	市及び防災機関が行うべき災害予防対策、市民及び事業所等が行うべき対策等
第3編 災害応急復旧計画	第1部 震災応急復旧計画 地震発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用
	第2部 風水害応急復旧計画 風水害の警戒段階、風水害の発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策等
	第3部 大規模事故災害応急復旧計画 大規模事故災害の応急復旧対策、大規模火山噴火への応急措置、複合災害への対応
第4編 災害復興計画	被災者の生活再建や復興を図るための対策
第5編 南海トラフ地震対策計画	南海トラフ地震関連情報発表時の対応措置等
資料編	関連データ、例規、様式等

第3節 計画の修正

本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を行い、必要がある場合は、これを修正する。

第4節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

第5節 他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画と整合するものとする。

第6節 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画との整合性等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第7節 防災DXの推進

防災対策におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用については、現在、避難情報等の防災情報を一括配信できるシステム及び都が構築した罹災証明書の発行業務を円滑化する被災者生活再建支援システムの運用等を行っている。

今後は更に防災対策の実効性を高め、加速化する必要があることから、避難所における受付の効率化や混雑状況の可視化等をはじめ、備蓄物資の在庫・供給等の適正管理など、防災DXを積極的に活用し、対応の迅速化を推進する。

第2章 武蔵村山市の現状

第1節 市の概況

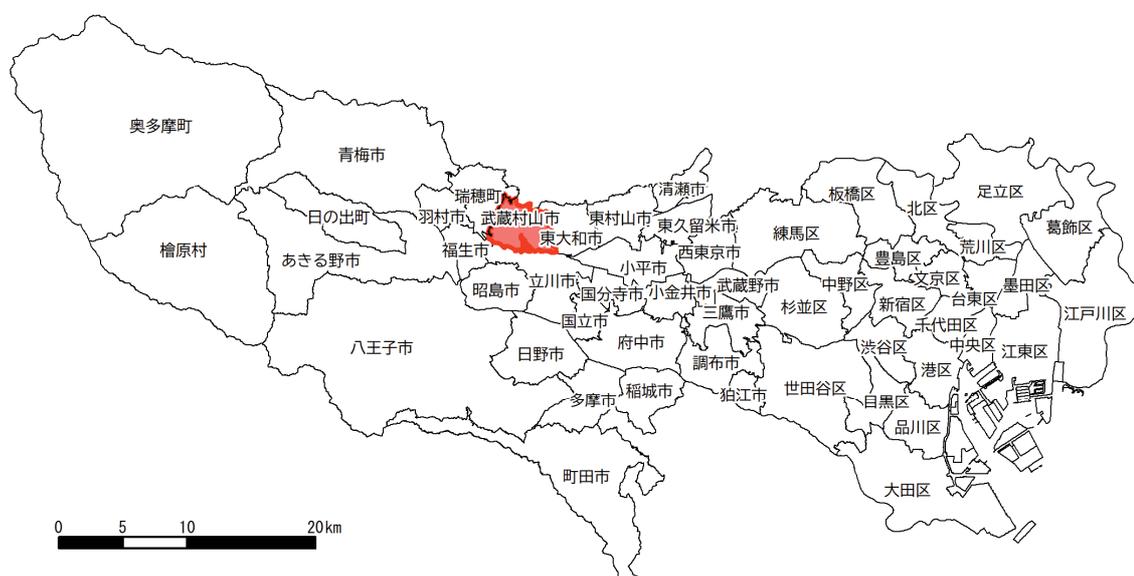
1 地勢概要

(1) 位置

武蔵村山市は、東京都のほぼ中央北部、東経139度23分15秒、北緯35度45分17秒、海拔120mに位置している。

新宿副都心から西北方約30kmにあり、東大和市、立川市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市と接している。

<武蔵村山市の位置>



資料：「国土数値情報（行政区画データ）」（国土交通省）
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2024.html>) を加工して作成

(2) 地形・地質

武蔵村山市の地形は、東西5.20km、南北4.65km、面積は15.32km²で、おおむね北高南低の平坦であり、北部に狭山丘陵がゆるやかに起伏を成して連なり、市の東西を青梅街道と新青梅街道が走り、南北を走る主要地方道第55号線と第162号線とに連結し幹線道路を形成している。

本市が存する武蔵野台地は、西北は入間川、東北は荒川、南は多摩川の沖積地に挟まれた一続きの台地で、青梅市付近を扇の要とする扇状地形を成し、東に向けて開いた先に狭山丘陵がある。

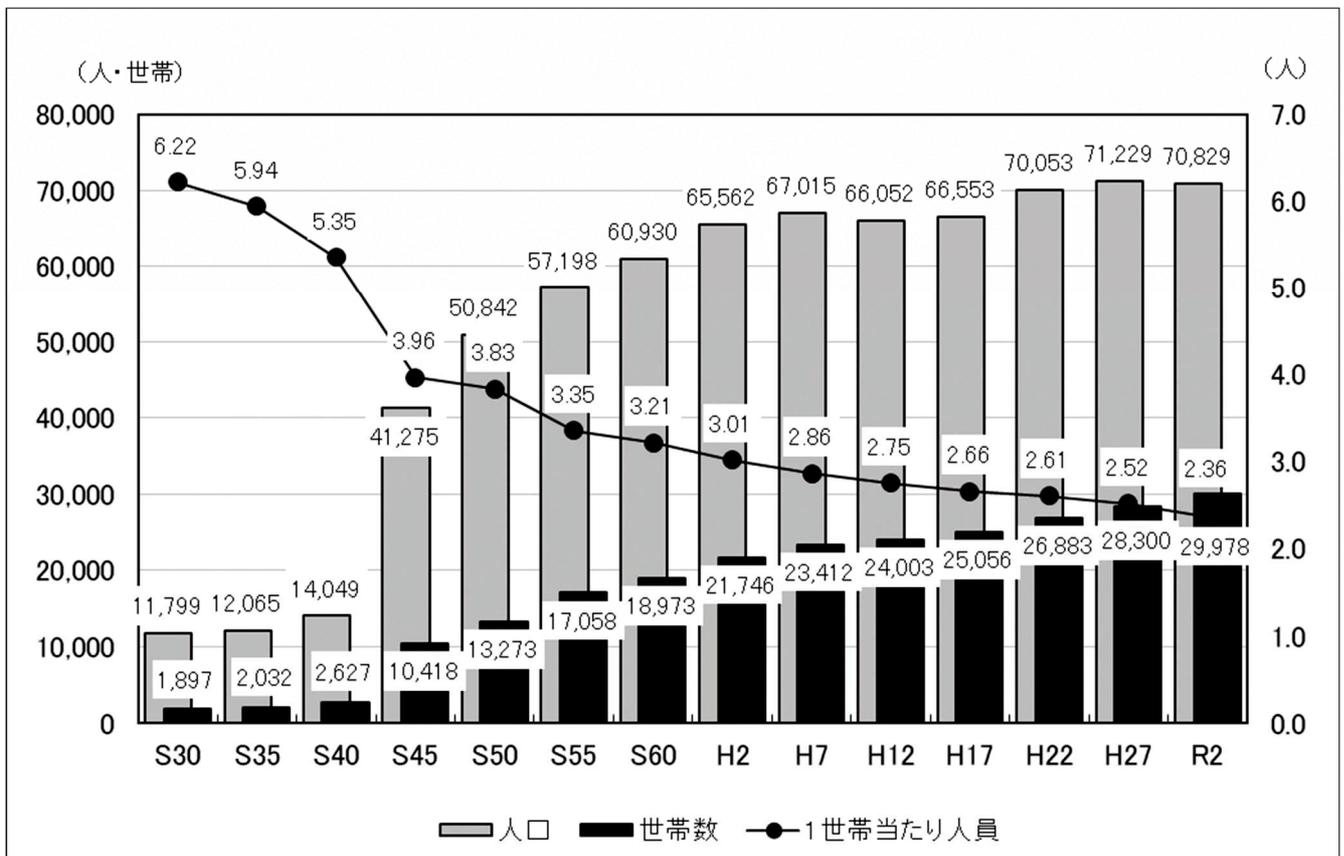
武蔵野台地の地形は、多摩丘陵を表す多摩面、淀橋台や荏原台などの下末吉面、多摩丘陵から山の手地域にわたる武蔵野面及び立川段丘に代表される立川面の4段で構成されており、本市は多摩面と立川面の間に位置している。また、本市付近の地質は、表土に1m前後の火山灰土層があり、その下の部分は比較的古い関東ローム層で層厚は2m～3mである。直下には古多摩川の段丘礫層が10m～20mの層厚をもって広く分布し、その下層には、耐震工学的に考えて良質な三浦層群が分布している。

人口・世帯数等の推移（国勢調査）

年	区分	人口	世帯数	1世帯当たり 人員	人口密度 (人/km ²)
昭和30年 (1955)		11,799	1,897	6.22	770.2
昭和35年 (1960)		12,065	2,032	5.94	787.5
昭和40年 (1965)		14,049	2,627	5.35	917.0
昭和45年 (1970)		41,275	10,418	3.96	2,694.2
昭和50年 (1975)		50,842	13,273	3.83	3,318.7
昭和55年 (1980)		57,198	17,058	3.35	3,733.6
昭和60年 (1985)		60,930	18,973	3.21	3,977.2
平成2年 (1990)		65,562	21,746	3.01	4,279.5
平成7年 (1995)		67,015	23,412	2.86	4,374.3
平成12年 (2000)		66,052	24,003	2.75	4,311.5
平成17年 (2005)		66,553	25,056	2.66	4,344.2
平成22年 (2010)		70,053	26,883	2.61	4,572.7
平成27年 (2015)		71,229	28,300	2.52	4,649.4
令和2年 (2020)		70,829	29,978	2.36	4,623.3

資料：武蔵村山市統計書（令和6年度版）

人口・世帯数等の推移（国勢調査）



資料：武蔵村山市統計書（令和6年度版）

(2) 地区別高齢者人口

市内15地区の人口及び高齢者人口（65歳以上人口）は下表に示すとおりである。市全体の高齢化率は27.1%であるが、都営村山団地が位置する緑が丘地区では、52.5%と突出して高くなっている。

		地区別高齢者人口			(令和7年1月1日現在)	
地 区	人 口 (人)	65歳以上人口(人)			高齢化率 (%)	日常生活 圏 域
		男	女	合 計		
中藤	2,323	299	367	666	28.7	北部
神明	4,097	425	478	903	22.0	
中央	3,596	433	501	934	26.0	
本町	3,585	448	536	984	27.4	
三ツ木	4,109	448	519	967	23.5	西部
岸	2,812	331	345	676	24.0	
中原	4,546	506	594	1,100	24.2	
残堀	5,982	643	759	1,402	23.4	
伊奈平	4,937	611	769	1,380	28.0	
横田基地内	143	0	0	0	0.0	
三ツ藤	4,834	536	751	1,287	26.6	
榎	2,614	328	358	686	26.2	南部
学園	7,061	642	838	1,480	21.0	
大南	14,079	1,649	1,881	3,530	25.1	
緑が丘	5,978	1,185	1,954	3,139	52.5	緑が丘
合計	70,696	8,484	10,650	19,134	27.1	

資料：武蔵村山市統計書（令和6年度版）

(3) 産業

令和3年の経済センサスー活動調査によると、市内の事業所数は2,297、従業者数は25,536人である。

事業所数が多い分類は、卸売業・小売業の594、建設業の403、製造業の274である。従業者数が多い分類は、卸売業・小売業の6,092人、製造業の5,513人、医療・福祉の4,127人である。

産業大分類別事業所数及び従業者数 (令和3年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数 (人)
A～S 全産業 (S公務を除く)	2,297	25,536
A・B 農林漁業	2	10
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
D 建設業	403	2,062
E 製造業	274	5,513
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	56
G 情報通信業	10	35
H 運輸業, 郵便業	92	2,197
I 卸売業, 小売業	594	6,092
J 金融業, 保険業	18	215
K 不動産業, 物品賃貸業	116	428
L 学術研究, 専門・技術サービス業	70	206
M 宿泊業, 飲食サービス業	205	1,995
N 生活関連サービス業, 娯楽業	153	918
O 教育, 学習支援業	68	536
P 医療, 福祉	171	4,127
Q 複合サービス事業	8	325
R サービス業(他に分類されないもの)	109	821

資料：武蔵村山市統計書 (令和6年度版)

第3章 市、東京都及び防災機関等の役割

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割は、おおむね次のとおりとする。

第1節 市の役割

- (1) 武蔵村山市防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 緊急輸送の確保に関する事。
- (5) 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令及び誘導に関する事。
- (6) 消防及び水防に関する事。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
- (8) 外出者の支援に関する事。
- (9) 応急給水に関する事。
- (10) 救援物資の備蓄及び調達に関する事。
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
- (13) 公共施設の応急復旧に関する事。
- (14) 災害復興に関する事。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
- (16) 自主防災組織の育成に関する事。
- (17) 事業所防災に関する事。
- (18) 防災教育及び防災訓練に関する事。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

第2節 東京都関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東京都防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。 7 緊急輸送の確保に関する事。 8 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 9 人命の救助及び救急に関する事。 10 消防及び水防に関する事。 11 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 12 外出者の支援に関する事。 13 応急給水に関する事。 14 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。 17 公共施設の応急復旧に関する事。 18 災害復興に関する事。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。

第 1 編 総則 第 3 章 市、東京都及び防災機関等の役割
第 3 節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
	20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21 事業所防災に関すること。 22 防災教育及び防災訓練に関すること。 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
北多摩北部 建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関すること。 2 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川における流木対策に関すること。 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
多摩立川 保健所	1 保健衛生に関すること。 2 医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。
水道局立川給 水管理事務所	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検・整備及び復旧に関すること。
下水道局 流域下水道本部	1 流域下水道施設の点検・整備及び復旧に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び復旧作業の技術支援に関すること。 3 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。
西部公園 緑地事務所	公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。
東大和警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
北多摩西部 消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 上記に掲げるもののほか、消防に関すること。

第 3 節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関するこ と。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数 等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特 例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災 害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関する こと。
東京労働局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。

第1編 総則 第3章 市、東京都及び防災機関等の役割
 第3節 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 2 応急用食料・物資の支援に関する事 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 10 被害農業者に対する金融対策に関する事
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関する事 2 通信施設等の整備に関する事 3 公共施設等の整備に関する事 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 豪雪害の予防に関する事 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事 10 災害時における復旧資材の確保に関する事 11 災害発生が予測されるとき、又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事
関東運輸局	災害時における輸送用車両のあっせんに関する事
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事 3 地殻変動の監視に関する事
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事 2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関する事 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事 4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第4節 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害救護に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第5節 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株 (武蔵村山郵便局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本株	1 電気通信設備の建設及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
(株)NTTドコモ KDDI株 ソフトバンク株 楽天モバイル株	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本通運株(多摩支店)、福山通運株、佐川急便株、ヤマト運輸株、西濃運輸株	災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること。

第1編 総則 第3章 市、東京都及び防災機関等の役割
第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産、死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置、運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。 2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)（東京ガスグループ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
東京電力パワーグリッド(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。

第6節 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)東京都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
(公財)献血供給事業団	血液製剤の供給に関する事。
(公財)東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関する事。
(株)TBSテレビ、(株)文化放送、(株)ニッポン放送、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)エフエム東京、(株)J-WAVE、(株)日経ラジオ社、(株)TBSラジオ、(株)InterFM897、日本テレビ放送網(株)、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日、東京メトロポリタンテレビジョン(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
(一社)東京バス協会	バスによる輸送の確保に関する事。
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。
(一社)東京都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)日本エレベーター協会関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関する事。 2 エレベーターの早期復旧に関する事。

第7節 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
武陽ガス(株)	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
自治会・自主防災組織	1 避難者の誘導及び避難所の管理運営業務に関する事。 2 被災者に対する炊き出し及び救援物資の配分等の協力に関する事。 3 その他被災状況調査等の協力に関する事。
(一社)武蔵村山市医師会	1 医療に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 応急医療体制に関する事。
(一社)東京都武蔵村山市歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 応急医療体制に関する事。
(一社)武蔵村山市薬剤師会	応急医療体制に関する事。
(一社)東大和地区交通安全協会 武蔵村山支部	1 災害時における市民の避難誘導安全対策に関する事。 2 被害状況の連絡通報に関する事。 3 市、警察署、消防署との連携・協力に関する事。
武蔵村山市防犯協会	
武蔵村山市建設業協会	災害時における障害物除去等復旧活動の協力に関する事。
(一社)東京都LPガス協会 武蔵村山分会	災害時における燃料等の供給協力に関する事。
(社福)あすはの会 障害者支援施設福生第二学園、身体障害者福祉センター、(社福)武蔵村山正徳会特別養護老人ホームサンシャインホーム	避難行動要支援者対策としての指定福祉避難所の開設に関する事。
(社福)村山福祉会特別養護老人ホーム伊奈平苑、東京都立村山特別支援学校、(医)立川中央病院 介護老人保健施設アルカディア、(社福)恭篤会 特別養護老人ホームむさし村山苑、(社福)あいの樹、(同)Walk	避難行動要支援者対策としての福祉避難所の開設に関する事。
(公社)東京都柔道整復師会 北多摩支部 武蔵村山地区	災害時における応急救護活動に関する事。
(一社)武蔵村山市薬剤師会	
(株)ダイエー 武蔵村山店	
イオンリテール(株)	
イオンスタイル むさし村山店	
(株)森永乳業 東京多摩工場	災害時における物資の供給に関する事。
(株)ジョイフル本田 HC瑞穂店	
(特非)コメリ災害対策センター	
大和紙器(株)	

第1編 総則 第3章 市、東京都及び防災機関等の役割
第7節 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(株)いなげや	災害時における応急食料品及び日用品等の供給に関すること。
東京レンタル(株) 多摩営業所	災害時におけるレンタル資機材の提供に関すること。
(株)レンタルのニッケン 西東京営業所	
(株)アクティオ 立川営業所	
(株)木下商会	
東京都理容生活衛生同業組合	災害時における理容サービスの提供に関すること。
サントリーパレヅツーション(株) 立川支店	災害時における自動販売機内飲料の提供に関すること。
(社福)武蔵村山市社会福祉協議会、武蔵村山市ボランティア・市民活動センター指定管理者むさしむらやま子ども劇場	災害時におけるボランティア支援活動に関すること。
東電タウンプランニング(株) 多摩総支社	広告付避難場所等案内電柱看板に関すること。
(公社)東京都獣医師会 多摩西支部	災害時における動物救護活動に関すること。
(株)ジェイコム東京	1 災害時における放送等に関すること。 2 行政告知放送の再送信に関すること。
(公社)東京都宅地建物取引業協会立川支部	被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関すること。
アルフレッサ(株) 青梅支店 酒井薬品(株) 小平第一営業所 (株)スズケン 福生支店 東邦薬品(株) 羽村営業所 (株)メディセオ 国立支店	災害時における医薬品等の調達に関すること。
ハーベストネクスト(株)	災害時等における応急給食等に関すること。
東京みどり農業協同組合	災害時等における農地の使用に関すること。
東京都立上水高等学校 東京都立武蔵村山高等学校	災害時等における避難所施設利用に関すること。
(特非)クライシスマップーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること。
武蔵村山市清掃事業協同組合	災害時における災害廃棄物処理等に関すること。
LINEヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関すること。
村山運送(株)	災害時における緊急輸送に関すること。
(社福)武蔵村山市社会福祉協議会	
東京電力パワーグリッド(株) 立川支社	災害時における相互連携に関すること。
トヨタモビリティ東京(株)	災害時における給電車両貸与に関すること。
S&D多摩ホールディングス(株)	
トヨタS&D西東京(株)	
日産東京販売(株)	
東京都行政書士会 立川支部	災害時における被災者支援に関すること。
(公社)東京都助産師会 北多摩第一分会	災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関すること。
イオンモール(株) イオンモールむさし村山	1 災害時等へ備えるため、敷地内倉庫の一部を災害対策用倉庫として使用することに関すること。 2 店舗駐車場の一部を市民の車両による一時避難場所及び食料、生活物資等を集積する場所として無償提供することに関すること。
(独)国立病院機構村山医療センター	災害時における緊急医療救護所の設置に関すること。
(医)大和会武蔵村山病院	

機関の名称	事務又は業務の大綱
佐川急便(株) 西東京支店	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する事
武蔵村山市災害活動応援隊	災害時における武蔵村山市消防団や地域への支援活動に関する事
武蔵村山市 民生委員・児童委員協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 武蔵村山市民生委員・児童委員協議会における「災害時対応マニュアル」に基づく避難行動要支援者の支援に関する事 2 武蔵村山市民生委員・児童委員協議会における「災害時対応マニュアル」に基づく災害時における被災者支援に関する事
給水援助ボランティア村山	災害時における給水援助活動に関する事

第4章 市、市民及び事業所の基本的責務

第1節 基本理念

- 1 地震をはじめとする各種の災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による「自助」の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分で守る」という「共助」の考え方、この二つの理念に立つ市民と、「公助」の役割を果たす行政とがそれぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図って災害対策を推進する。
- 2 災害対策の推進に当たっては、市が第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都及び国と一体となり、また、市民や各防災関係機関と連携し、市民又は市域に集う多くの人々の生命、身体及び財産を守らなければならない。

第2節 基本的責務

1 市の責務

- (1) 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民や市域に集う多くの人々の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- (2) 市は、発災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- (3) 市は、災害により、重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置し、必要な対策を講じなければならない。

2 市民の責務

- (1) 市民は、発災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力をし、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- (2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 家具の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 飲料水及び食料の確保（最低3日分、推奨1週間分）
 - カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- (3) 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- (4) 市民は、市及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者の責務

- (1) 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- (2) 事業者は、その事業活動に関し発災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- (3) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段の確保をはじめ、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- (5) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- (6) 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第5章 被害想定

第1節 地震被害想定

東京都防災会議は、東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」、平成25（2013）年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を策定し、これらの想定に基づき、これまで様々な防災対策を推進してきた。

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書を公表した。

1 前提条件

(1) 想定地震

東京都防災会議が令和4年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定した地震のうち、本市への影響が大きく、発生する可能性が相対的に高い多摩東部直下地震（プレート内地震）を想定地震とする。

項目	内容
種類	多摩東部直下地震（プレート内地震）
震源	東京都多摩地域
規模	M7.3
震源の深さ	約45km
発生確率	今後30年以内70%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/秒 8m/秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/秒 8m/秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する。 ○ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

2 東京都における被害想定結果の概要

(1) 全体の傾向（被害の大きい都心南部直下地震、多摩東部直下地震を対象）

ア 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。

イ 建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。

ウ 人的被害として、死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷者は建物を原因とするものが多い。

エ 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。

オ ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。

カ 避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。

キ 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

ク エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

(2) 地震動（地震の揺れ）

区分		5強以下	6弱	6強	7
多摩東部直下地震	M7.3	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%

(3) 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）

区分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道
多摩東部直下地震	M7.3	(0.0%)7.0%	(0.0%)6.0%	(0.1%)1.9%	(0.1%)0.7%

(4) 鉄道施設被害

区分		鉄道
多摩東部直下地震	M7.3	(0.0%)1.8%

* 橋りょう・橋脚被害

- (1) 大被害 落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能回復ができない程度の損傷
- (2) 中小被害 部分的な亀裂、コンクリートの剥離など限定的な損傷であり、修復をすることなく、又は応急修復程度で救助活動や緊急物資の輸送路としての機能を回復できる程度の損傷

* 鉄道施設被害

- (1) 大被害 機能支障に至る程度の橋りょう・高架橋の被害(崩壊、倒壊、耐荷力に著しい影響がある損害)
- (2) 中小被害 機能支障に至らない程度の橋りょう・高架橋の被害(短期的には耐荷力に著しい影響のない損害)

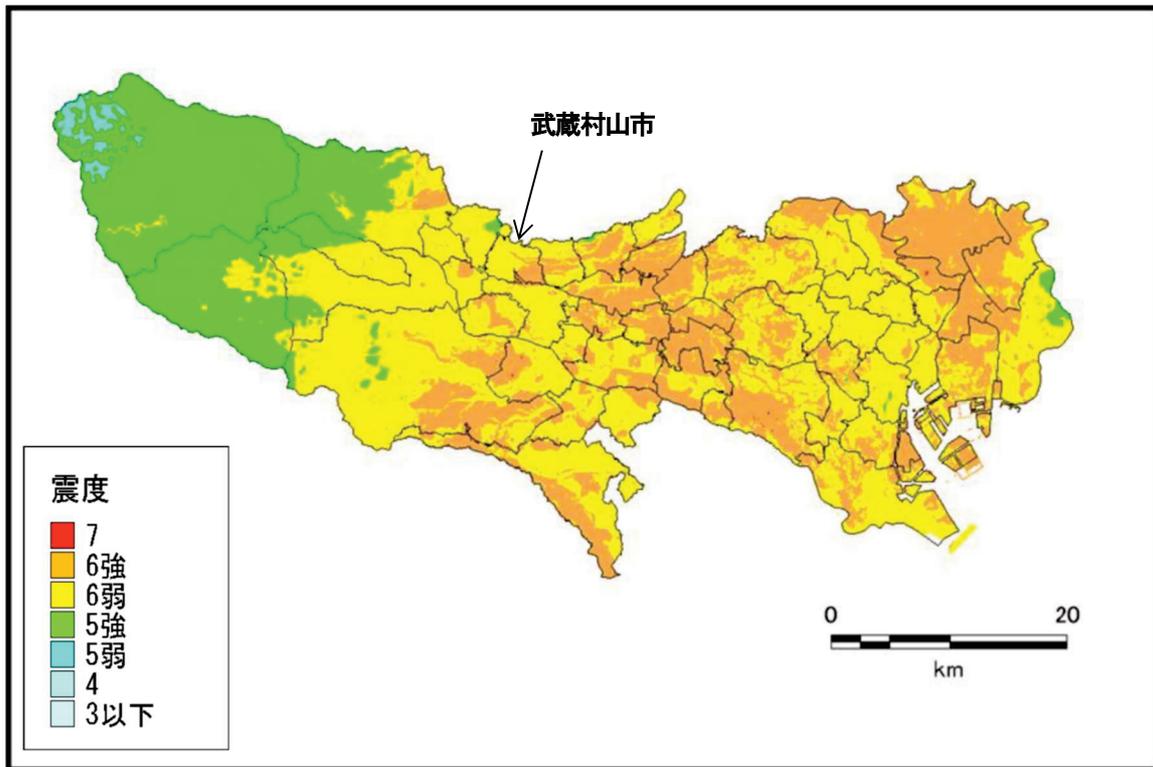
(5) ライフライン被害

区分		電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (被害率)
多摩東部直下地震	M7.3	9.3%	2.9%	12.5%	25.8%	4.3%

(注) 前表の(2)～(5)は、「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都全体の被害率等のデータを示したものである。

■多摩東部直下地震（M7.3）の地震動分布

震度6強以上の地域が、多摩地域の他区部東部を含めて広く分布する。市内の震度は6強～6弱が予測されている。



※出典「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）」に加筆

3 武蔵村山市における被害想定結果の概要

(1) 地震発生時刻別各種被害想定

多摩東部直下地震（M7.3）による市内の被害は、建物の全半壊が約1,300棟、火災による焼失が最大で約450棟、死者が最大で20人、重傷者が最大で26人、避難者が最大で約7,500人、震災廃棄物が最大で約9万トンに上る。

被害想定の種類	地震の種類	多摩東部直下地震						
	地震発生時刻	冬の5時		冬の12時		冬の18時		
	風速	4 m	8 m	4 m	8 m	4 m	8 m	
夜間人口（人）	令和2年国勢調査	70,829						
昼間人口（人）	令和2年国勢調査	67,614						
面積（km ² ）		15.32						
原因別 建物全壊棟数	計（棟）	232						
	揺れ	231						
	液状化	1						
	急傾斜地崩壊	0						
原因別 建物半壊棟数	計（棟）	1,089						
	揺れ	1,082						
	液状化	6						
	急傾斜地崩壊	1						
火災延焼	焼失棟数	237	248	276	287	433	452	
	焼失率（%）	1.1	1.1	1.2	1.3	1.9	2.0	
人的被害	死者	計（人）	20	20	12	12	19	19
		揺れ、液状化、建物被害	13	13	5	5	9	9
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	6	6	6	6	9	9
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）	1	1	1	1	1	1
	負傷者	計（人）	286	287	220	221	252	253
		揺れ、液状化、建物被害	255	255	192	192	211	211
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	8	8	8	8	13	14
		ブロック塀等	0	0	2	2	9	9
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）	23	23	19	19	19	19
	うち 重傷者	計（人）	25	25	21	21	26	26
		揺れ、液状化、建物被害	17	17	14	14	15	15
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	2	2	2	2	4	4
		ブロック塀等	0	0	1	1	3	3
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）	5	5	4	4	4	4
	避難者 （4日～1週間後）	総数（人）	6,905	6,935	7,020	7,055	7,491	7,546
		避難所避難者数（人）	4,603	4,623	4,680	4,703	4,994	5,031
		避難所外避難者数（人）	2,302	2,312	2,340	2,352	2,497	2,515
帰宅困難者	発生数（人）	—	—	3,436	3,436	3,436	3,436	
エレベーター閉じ込め台数（台）		14	14	14	14	14	14	
要配慮者	死者数（人）	12	12	8	8	12	12	
自力脱出困難者	発生数（人）	84		69		72		
震災廃棄物（万t）		8	8	8	8	9	9	

※火災棟数については、倒壊建物を含む。

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月）

第1編 総則 第5章 被害想定
第2節 風水害にかかる災害危険区域

(2) ライフライン被害

多摩東部直下地震（M7.3）による市内の停電は約3%～4%、固定電話の不通は約1%～2%、上水道の断水は約15%、下水道の管きよ被害は約3%に上る。

被害想定の種類	地震の種類	多摩直下地震					
	地震発生時刻	冬の5時		冬の12時		冬の18時	
	風速	4 m	8 m	4 m	8 m	4 m	8 m
停電率 (%)		3.3	3.3	3.4	3.4	4.0	4.0
固定電話不通率 (%)		1.6	0.9	1.0	1.0	1.5	1.6
上水道 (断水率) (%)		14.6					
下水道 (管きよ被害) (%)		2.7					

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月）

第2節 風水害にかかる災害危険区域

1 洪水浸水想定区域等

東京都では、大雨による水害の危険性を伝える情報として、「洪水浸水想定区域図」と「浸水予想区域図」という2種類の図面を作成している。

近年頻発している短時間の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）では、下水道管の能力を超えた雨水が低地に溜まり浸水するおそれがあることから、外水氾濫だけでなく内水氾濫の危険性についても市民に周知することが重要である。

洪水浸水想定区域図と浸水予想区域図

種別	表示内容	作成主体	対象降雨	根拠法令
洪水浸水想定区域図	外水氾濫	東京都	想定最大規模の降雨	水防法 第14条第2項
浸水予想区域図	外水氾濫 +内水氾濫	都市型水害対策 連絡会※	想定最大規模の降雨	なし

※河川管理者と下水道管理者、区市町村が連携し、都市型水害対策について検討・調整を行い、対策を推進することを目的として設置した検討会

(1) 洪水浸水想定区域

市内には、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域で1時間最大雨量156mmかつ24時間総雨量657mm、残堀川流域で1時間最大雨量153mmかつ24時間総雨量690mmの降雨が発生した際の洪水浸水想定区域が河川沿いに分布し、最大で1.0～3.0mの浸水深が予測されている。

本市では、残堀川が氾濫した場合と空堀川が氾濫した場合の浸水区域の最大範囲が洪水浸水想定区域として指定された。

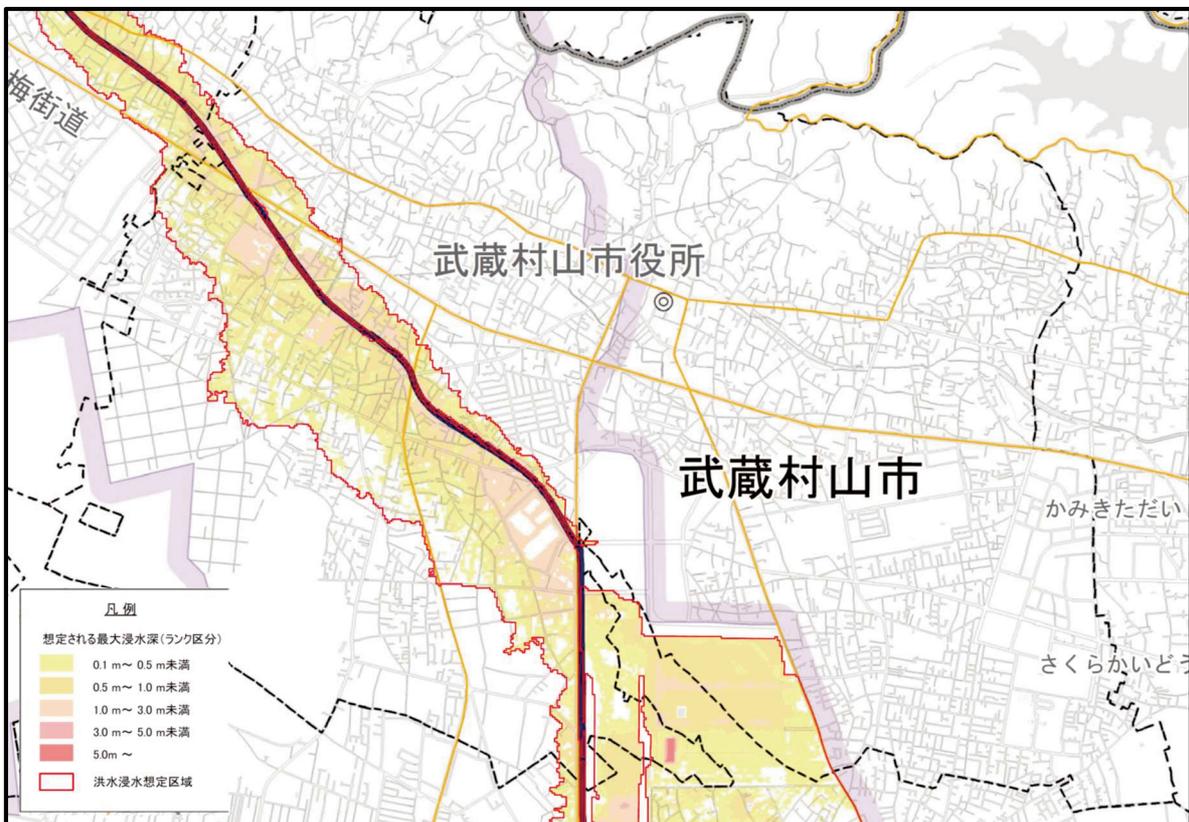
本市にかかる洪水浸水想定区域図

図名	指定年月日	対象とした降雨
黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川洪水浸水想定区域図	令和6年2月15日	流域の1時間最大雨量156mm、24時間総雨量657mm
残堀川流域洪水浸水想定区域図	令和6年2月15日	流域の1時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mm

〈本市周辺の洪水浸水想定区域の分布〉



資料：黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川洪水浸水想定区域図



資料：残堀川流域洪水浸水想定区域図

(2) 浸水予想区域

市内には、黒目川流域（黒目川、落合川）及び柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）で時間最大雨量156mmかつ総雨量657mm、残堀川流域（残堀川）で時間最大雨量153mmかつ総雨量690mmの降雨が発生した際の浸水予想区域が広範囲に分布している。

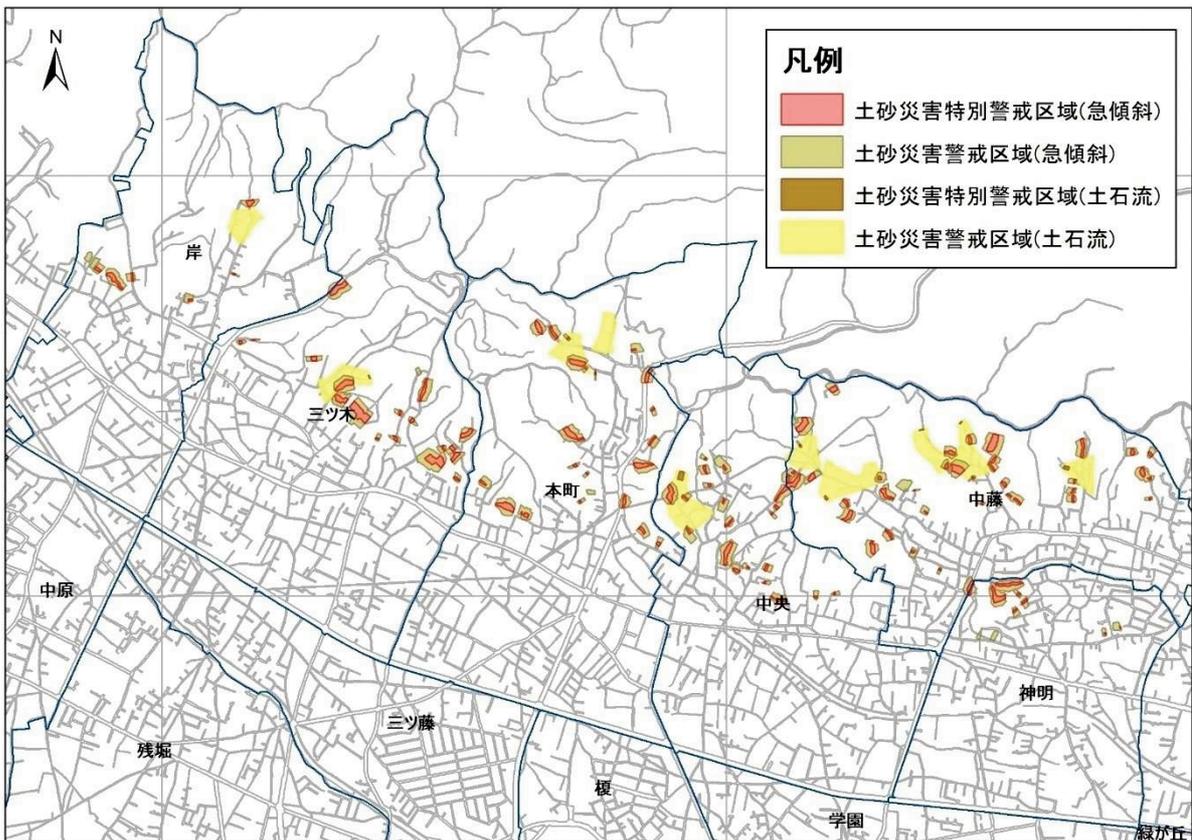
本市では、(1)に示す洪水浸水想定区域以外の区域を浸水予想区域として公表している。

2 土砂災害警戒区域

東京都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備すべき区域を土砂災害警戒区域に指定し、また、開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うべき区域を土砂災害特別警戒区域に指定している。

市内には、土砂災害警戒区域が125箇所（うち土砂災害特別警戒区域が113箇所）指定されており、これらは市北部の狭山丘陵に分布する。

〈本市周辺の土砂災害警戒区域の分布〉



資料：東京都土砂災害警戒区域等マップの電子データに基づき作成

第6章 地震に関する調査研究

震災対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、都は被害想定調査などを実施するほか、震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)等に基づき各部局において、火災の防止、都市施設の安全化、避難など個々の対策を推進するために必要な調査研究を行っている。また、各機関においても震災に関する調査を進めている。

市では、これらの研究成果、データを踏まえ、防災対策の充実に努める。

第1節 被害想定・地域危険度調査研究

1 被害想定調査研究

(1) 被害想定調査研究(東京都)

第1編第5章「第1節 地震被害想定」を参照

(2) 地域危険度測定調査(東京都)

ア 東京都は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条第1項に基づき、次の用途に資するため調査を実施している。

(7) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

(4) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

イ 本調査は、市街化区域を対象として、ある地域の地震に対する危険性の度合い(被害の受けやすさ)を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価(危険性が最も低い地域が1、最も高い地域が5)したものである。

測定調査の経過

区分	対象地域	調査期間	公表時期
第1回	区部 多摩地域	昭和47～49年度 昭和52～53年度	昭和50年11月 昭和55年7月
第2回	区部 多摩地域	昭和56～57年度 昭和59～60年度	昭和59年5月 昭和62年5月
第3回	区部・多摩	平成元～3年度	平成5年1月
第4回	区部・多摩	平成6～9年度	平成10年3月
第5回	区部・多摩	平成11～14年度	平成14年12月
第6回	区部・多摩	平成17～19年度	平成20年2月
第7回	区部・多摩	平成21～25年度	平成25年9月
第8回	区部・多摩	平成26～29年度	平成30年2月
第9回	区部・多摩	平成29～令和4年度	令和4年9月

※ 第9回の調査によると、市内の地域危険度は次のような特徴がある。

① 建物倒壊危険度(建物倒壊の危険性)

危険度ランクは全て2以下で、その多くは1である。全般的に危険度は低い。

② 火災危険度(火災時の延焼の危険性)

大南一丁目、大南三丁目、三ツ藤一丁目危険度ランク3となるが、その他は全て2以下、その多くは1である。全般的に危険度は低い。

③ 災害時活動困難係数(道路等の整備状況による災害時の活動の困難さ)

中藤二丁目0.64、中央四丁目0.45と比較的高い。次いで岸二丁目0.32であるが、その他は全て0.3以下の係数となっている。

④ 総合危険度(①と②を合算し、災害時活動困難係数を乗じて測定)

危険度ランクは全て2以下で、全般的に危険度は低い。

第1編 総則 第6章 地震に関する調査研究
第1節 被害想定・地域危険度調査研究

地域危険度測定結果一覧（市内の町丁目別）

町丁目名	地盤分類	①建物倒壊危険度			②火災危険度			③災害時 活動困難 係数	④総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
伊奈平一丁目	台地1	0.34	4,533	1	0	4,522	1	0.17	0.06	4,446	1
伊奈平二丁目	台地1	0.29	4,602	1	0	4,656	1	0.2	0.06	4,461	1
伊奈平三丁目	台地1	0.23	4,710	1	0.01	4,321	1	0.29	0.07	4,368	1
伊奈平四丁目	台地1	0.27	4,640	1	0.02	3,982	1	0.12	0.03	4,700	1
伊奈平五丁目	台地1	0.86	3,597	1	0.21	1,747	2	0.21	0.23	2,949	1
伊奈平六丁目	台地1	1.25	2,811	2	0.25	1,605	2	0.25	0.38	1,992	2
榎一丁目	台地1	0.01	5,138	1	0	4,937	1	0.21	0	5,114	1
榎二丁目	台地1	0.98	3,357	1	0.05	3,066	1	0.18	0.19	3,225	1
榎三丁目	台地1	0.56	4,185	1	0.01	4,126	1	0.16	0.09	4,139	1
大南一丁目	台地1	1.13	3,026	1	0.64	843	3	0.2	0.35	2,141	2
大南二丁目	台地1	1.13	3,033	1	0.34	1,323	2	0.2	0.3	2,387	2
大南三丁目	台地1	1.79	1,985	2	0.79	699	3	0.2	0.52	1,421	2
大南四丁目	台地1	0.88	3,560	1	0.14	2,173	2	0.24	0.25	2,792	2
大南五丁目	台地1	1.15	2,990	1	0.33	1,356	2	0.19	0.28	2,547	2
学園一丁目	台地1	0.76	3,816	1	0.11	2,342	2	0.22	0.19	3,188	1
学園二丁目	台地1	0.31	4,585	1	0.01	4,419	1	0.2	0.06	4,428	1
学園三丁目	台地1	1.23	2,843	2	0.15	2,075	2	0.19	0.27	2,636	2
学園四丁目	台地1	0.39	4,440	1	0.06	3,034	1	0.24	0.11	3,983	1
学園五丁目	台地1	0.3	4,598	1	0	4,432	1	0.16	0.05	4,561	1
残堀一丁目	台地1	0.95	3,415	1	0.05	3,175	1	0.26	0.26	2,735	2
残堀二丁目	台地1	0.77	3,809	1	0.07	2,853	1	0.18	0.15	3,588	1
残堀四丁目	台地1	0.56	4,196	1	0.16	1,998	2	0.26	0.19	3,243	1
残堀五丁目	台地1	0.62	4,092	1	0.08	2,730	2	0.23	0.16	3,475	1
三ツ藤一丁目	台地1	1.45	2,452	2	0.45	1,096	3	0.12	0.23	2,892	1
三ツ藤二丁目	谷底低地2	0.87	3,584	1	0.04	3,236	1	0.19	0.17	3,371	1
三ツ藤三丁目	谷底低地1	0.55	4,211	1	0.03	3,450	1	0.24	0.14	3,693	1
神明一丁目	台地1	0.68	3,989	1	0.03	3,647	1	0.21	0.15	3,570	1
神明二丁目	台地1	0.96	3,398	1	0.09	2,601	2	0.25	0.27	2,643	2
神明三丁目	台地1	0.75	3,833	1	0.03	3,675	1	0.22	0.17	3,368	1
神明四丁目	台地1	0.68	3,965	1	0.04	3,396	1	0.25	0.18	3,309	1
中藤一丁目	丘陵	0.5	4,271	1	0.02	3,961	1	0.23	0.12	3,848	1
中藤二丁目	丘陵	0.14	4,862	1	0	4,774	1	0.64	0.09	4,153	1
中藤三丁目	丘陵	0.34	4,528	1	0	4,441	1	0.3	0.1	4,026	1
中藤四丁目	丘陵	0.56	4,197	1	0.02	3,739	1	0.23	0.13	3,750	1
中藤五丁目	台地1	0.79	3,742	1	0.01	4,203	1	0.25	0.2	3,114	1
中央一丁目	台地1	0.56	4,187	1	0.02	3,872	1	0.22	0.13	3,766	1
中央二丁目	台地1	0.66	4,025	1	0.03	3,462	1	0.24	0.17	3,431	1
中央三丁目	谷底低地2	1.15	2,991	1	0.04	3,315	1	0.26	0.31	2,310	2

第1編 総則 第6章 地震に関する調査研究
第1節 被害想定・地域危険度調査研究

町丁目名	地盤分類	①建物倒壊危険度			②火災危険度			③災害時 活動困難 係数	④総合危険度		
		危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
中央四丁目	丘陵	0.57	4,181	1	0.01	4,299	1	0.45	0.26	2,699	2
本町一丁目	台地1	0.63	4,066	1	0.02	3,720	1	0.16	0.1	4,017	1
本町二丁目	台地1	0.86	3,604	1	0.05	3,210	1	0.21	0.19	3,254	1
本町三丁目	丘陵	0.65	4,026	1	0.01	4,191	1	0.25	0.17	3,433	1
本町四丁目	谷底低地2	0.64	4,054	1	0.01	4,090	1	0.28	0.19	3,280	1
本町五丁目	丘陵	0.44	4,370	1	0.01	4,304	1	0.21	0.09	4,097	1
緑が丘	台地1	0	5,166	1	0	4,705	1	0.09	0	5,168	1
三ツ木一丁目	台地1	0.93	3,458	1	0	4,959	1	0.18	0.17	3,427	1
三ツ木二丁目	台地1	0.74	3,865	1	0	5,098	1	0.22	0.16	3,480	1
三ツ木三丁目	谷底低地2	1.29	2,717	2	0	5,098	1	0.22	0.28	2,527	2
三ツ木五丁目	丘陵	0.88	3,567	1	0	5,024	1	0.27	0.24	2,833	2
岸一丁目	台地1	0.68	3,979	1	0	5,098	1	0.18	0.12	3,832	1
岸二丁目	台地1	0.88	3,564	1	0	4,973	1	0.32	0.28	2,555	2
岸三丁目	谷底低地2	1.04	3,228	1	0	5,098	1	0.24	0.24	2,808	2
中原一丁目	台地1	0.44	4,371	1	0.04	3,385	1	0.17	0.08	4,253	1
中原二丁目	台地1	0.74	3,864	1	0.18	1,880	2	0.13	0.12	3,901	1
中原三丁目	台地1	0.32	4,569	1	0.12	2,283	2	0.13	0.06	4,448	1
中原四丁目	台地1	0.14	4,869	1	0	4,532	1	0.26	0.04	4,686	1

地盤分類の区分

区分	概要	増幅率(地盤の揺れやすさ)
丘陵	主に丘陵地	1.4
台地1	河成礫層の上に関東ローム層	1.6
谷底低地1	軟弱層の厚さ3m未満	1.5
谷底低地2	軟弱層の厚さ3m以上8m未満	1.8

資料：地震に関する地域危険度測定調査 地域危険度一覧表（区市町別）武蔵村山市
<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/regional-risk-list/musashimurayama/index.html>

第2節 震災対策調査研究

1 市等の調査研究

(1) 計測震度計の設置

市は、第一小学校校庭に計測震度計を設置し、地震観測記録の収集を行っている。

(2) 立川断層帯の調査研究

政府地震調査委員会によると、立川断層帯では、将来M7.4程度の規模の地震が発生すると推定され、その際に本断層帯の北東側が相対的に2～3m程度高まるたわみや段差が生じる可能性がある。

また、立川断層帯の将来の活動として、今後30年の間に地震が発生する確率は0.5～2%、50年以内が0.8～4%、100年以内が2～7%となっており、我が国の地震の発生確率がやや高いグループに属している。

一方、文部科学省及び東京大学による「立川断層帯における重点的な調査観測（平成24～26年度）成果報告書」によると、埼玉県南部から府中市までの33kmと推定されていた立川断層のうち存在が確認されたのは瑞穂町箱根ヶ崎付近の12kmで、過去の活動状況から近い将来の活動の可能性は低いとしている。

第7章 被害軽減と都市再生に向けた目標

市は、平成23年の地域防災計画全面修正の際に、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、「減災目標」として初めて設定し、対策を推進してきた。

しかしながら、東日本大震災の経験を踏まえると、災害対策を推進する目的には、人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれる。

このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定め、2030年度までの達成目標とする。

市は、目標達成に向け、東京都、防災機関、市民、事業所と協力して対策を推進していく。

目標1 死傷者の半減・災害関連死ゼロ

1 住宅の倒壊による死傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速8m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死傷者240人を半減する。

死傷者 240人の内訳（死者10人、負傷者230人）

【主な対策】

ア 建物の耐震化

- (7) 都市計画に基づく耐震化の推進
- (4) 木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成事業（耐震シェルター含む）
- (9) 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進

イ 家具類の転倒防止対策の推進

- (7) 自衛消防訓練や立入検査実施時における指導の強化（東京消防庁）
- (4) オフィス家具や家電団体と連携した転倒防災対策の推進（東京消防庁）
- (9) 自治会、自主防災組織リーダーに対する普及啓発の促進

ウ 救出・救護態勢の強化

- (7) 自主防災組織結成への働きかけ、地域防災力の向上
- (4) 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上
- (9) 負傷者の救急・救護態勢の強化
- (5) 地域と事業所の連携強化

2 火災による死傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速8m/秒のケースで、火災による死傷者23人を半減する。

死傷者 23人の内訳（死者9人、負傷者14人）

【主な対策】

ア 建物の不燃化の推進

イ 消防力の充実・強化

- (7) 消防団員の確保及び装備の充実による活動の強化
- (4) 防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利の確保

ウ 市民や事業所の火災対応力の強化

- (7) 出火防止対策の推進

- a 建物の耐震化(1、アの再掲)
- b 家具類の転倒防止対策の推進(1、イの再掲)
- c 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進
- (i) 初期消火力の強化
 - a 事業所と自治会との応援協定の推進
 - b 地域における防災訓練の強化
 - c 消火器及び住宅用火災警報器の設置推進
- (ウ) 救出・救護態勢の強化(1、ウの再掲)

3 災害関連死ゼロ

地震被害想定では対象とされていないが、近年の大規模災害で課題となっている災害関連死を出さないことを目標とする。

【主な対策】

- ア コロナ禍以降、避難所外避難が推奨される状況下で、民生委員及び自主防災組織等と連携した被災者把握の強化
- イ 被災者支援のための専従部署を設置し、保健・福祉・医療部署等と連携した災害ケースマネジメントの実施

4 ブロック塀等の崩壊による負傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速8m/秒のケースで、ブロック塀等の崩壊を原因とする負傷者9人を半減する。

【主な対策】

- ア 避難路に面した危険なブロック塀の除却、建替えを促進するための助成事業
- イ ブロック塀の生垣等への転換及び新築時における生垣等の設置促進

目標2 避難者の減少と避難所生活環境の確保

1 住宅の倒壊や火災による避難者を減少

多摩東部直下地震M7.3、18時、風速8m/秒のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者7,546人を減少させる。

【主な対策】

- ア 建物の耐震化 (目標1、1、アの再掲)
- イ 建物の不燃化の推進 (目標1、2、アの再掲)
- ウ 消防力の充実・強化 (目標1、2、イの再掲)
- エ 初期消火力の強化 (目標1、2、ウ、(i)の再掲)

2 在宅避難の選択による避難所避難者の減少

住居の安全が確保できる場合は在宅避難を推奨し、避難所避難者を減少させることにより、避難所の混雑を緩和する。

- ア 各家庭における食料・飲料水・携帯トイレの備蓄による在宅避難への備え
- イ 家具類の転倒防止等、各家庭における安全対策の推進

3 避難所における生活環境の確保

避難所運営の向上や物資確保体制の整備等を通じて、避難所における安全で質の高い生活環境を確保する。

【主な対策】

- ア 生活環境維持のために必要な物資(簡易ベッド、間仕切り等)の確保体制の整備
- イ 災害時でも使用可能な携帯・簡易トイレの確保
- ウ 非常用電源整備や通信(Wi-Fi)環境整備の推進

- エ 空調機器の整備等による夏季の熱中症対策の推進
- オ 空調・暖房機器の整備等による寒冷期の低体温症対策の推進

目標3 帰宅困難者の安全確保

1 帰宅困難者の安全確保

災害時、一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保を進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

【主な対策】

- ア 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄（飲料水・食料）の確保などに取り組む。
- イ 企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。